

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の
旅客運賃及び料金の変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和元年6月4日（火） 10:30～11:50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

鉄道局：上手鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 中野、塚田

4. 議事概要

- 鉄道局から、北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃及び料金の変更認可申請に係るJR北海道の経営改善等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 経営改善に関して、「コスト削減」や「意識改革」という言葉があるが、これは一体何を担保してくれるのか。使いやすい言葉であるが、具体的なデータを用いて利用者に説明する努力をすべきであると思う。
 - ② JR北海道は、事業の存続が厳しいということだが、国の監督命令を受けてから、計画を策定したことが企業としての信用力に関わる問題だと感じる。また、計画に盛り込まれた取り組みの四半期ごとの検証について、国とJR北海道がどの程度の距離感で行うのか知りたい。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① JR北海道は、長期経営ビジョン、中期経営計画等を4月に発表したが、会社のホームページへの掲載やマスコミ向けの説明だけではなく、機会を捉えて地元自治体や利用者に対して丁寧に説明して頂きたいと考えている。また、JR北海道自体が率先して地元と協調する姿勢を見せていくことも、日

常サービスの中で求めていきたい。

- ② 鉄道局とJR北海道とは日常的に業務上のやりとりを行っており、両者での打ち合わせの機会も多いため、検証においても緊密に連携して行うこととしている。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。